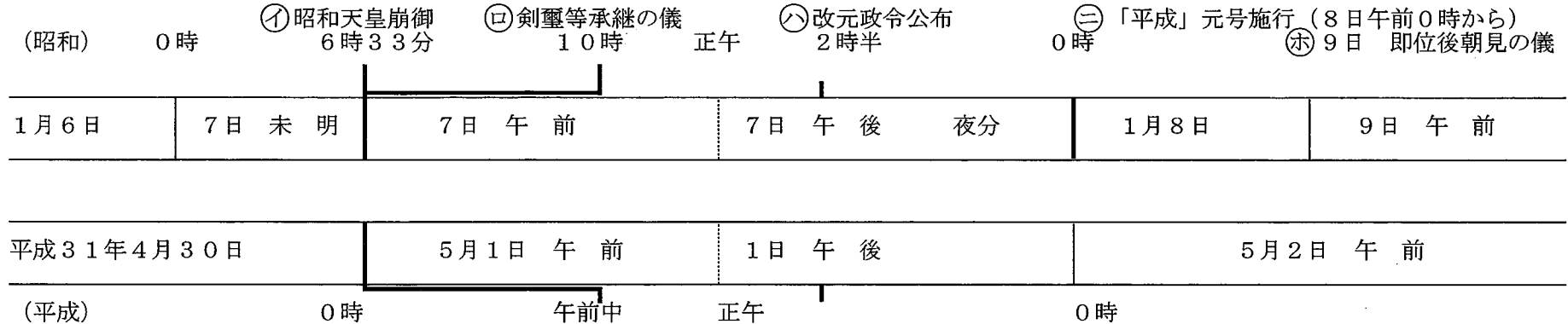


皇位継承の先例（御代替り）の法的観念と公的儀式（改元）の関係

平成 29 年 12 月 8 日 所 功

前回の先例：「皇室典範」第 4 条「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。」

「元号法」1、元号は、政令で定める。 2、元号は、皇位継承の継承があった場合に限り改める。」



① 特例法により今上陛下退位
② 剣璽等承継の儀
③ 改元政令公布
④ 新元号施行（③の政令で施行日は5月1日午前零時に遡ると明示）
⑤ 2日 即位後朝見の儀

今回の新例：「皇室典範特例法」第 2 条「天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。」

「元号法」前回と同様（施行の日時は政府が政令で決めうる）

※①の替り目：法的には4月30日限り（崩御時刻に相当。空位の時間なし）。それを公的事実として認識可能な儀式が必要。

現実的には5月1日午前、今上陛下の前で「退位の儀式」を行い、引き続き皇太子殿下の前で②を行う。（共に「国の儀式」）

②は「皇室経済法」第7条に定める「皇位と共に共に伝わるべき由緒あるもの」の「剣璽等」を受け継ぐ「即位の儀式」。

※①②③④⑤の後に⑥「即位礼」（「皇室典範」第24条「皇位の継承があったときは、即位の礼を行う。」）と⑦「大嘗祭」（皇室の行事）